

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業の選定に当たった客観的な評価の結果を公表する。

平成16年12月27日

東京都知事 石原 慎太郎

特定事業（多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）  
整備等事業）の選定について

1 事業概要

平成13年12月策定の「都立病院改革マスタープラン」及び同マスタープランをより具体化した実施計画として平成15年1月に策定した「都立病院改革実行プログラム」に基づき、府中病院を「多摩広域基幹病院（仮称）」として再編整備し運営するとともに、清瀬小児病院、八王子小児病院及び梅ヶ丘病院を移転、統合し、「小児総合医療センター（仮称）」として再編整備し、運営する。

(1) 事業名

多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業

(2) 対象となる公共施設の種類、名称及び規模

病院施設及びその附帯施設（以下「病院施設等」という。）

多摩広域基幹病院（仮称） 750床

小児総合医療センター（仮称） 600床

(3) 事業実施場所

建設計画地：東京都府中市武蔵台二丁目8番地の4他

計画敷地面積：約52,000m<sup>2</sup>

(4) 事業内容

ア 病院経営支援業務

イ 診療技術支援業務

ウ 物品管理業務

エ 調達関連業務

オ 情報管理関連業務

カ 病院施設等の建設業務

キ 病院施設等維持管理業務

ク その他業務（利便施設運営業務（売店・レストラン・理髪店等））

(5) 事業方式

事業者が、自ら資金調達を行って施設を建設（Build）し、その施設の所有権を都に移管（Transfer）した後、その施設において都の求めるサービスを提供（Operate）するBTO方式とする。

ただし、病院本体に設置する売店、レストラン、理髪店等の利便施設については事業者の独立採算とする。

(6) 事業期間

事業期間は建設期間のほか、運営期間は平成22年3月から平成37年3月31日までとする。建設期間は応募提案に基づき事業契約で合意するものとする。

2 都が直接事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較した評価

(1) コスト算出による定量的評価

ア 前提条件

多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業(以下「本事業」という。)を都が実施する場合の財政負担額と民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業(以下「PFI事業」という。)として実施する場合の財政負担額とを比較するに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。なお、これらの前提条件は、都が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

区 分	都が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	1 建設費(設計費を含む。) 2 運営費(人件費、材料費、光熱水費を含む。) 3 企業債金利	1 建設費(設計費を含む。) 2 運営費(人件費、材料費、光熱水費を含む。) 3 企業債金利 4 アドバイザー費用 5 公租公課
施設内容	1 病院(分教室、運動場を含む。) 延床面積 120,000㎡ 入院規模 多摩広域基幹病院 750床 小児総合医療センター 600床 外来規模 多摩広域基幹病院 1,500人/日 小児総合医療センター 750人/日 2 看護宿舎(ゲストハウスを含む。) 延床面積 5,390㎡	左に同じ
設計及び建設に関する費用	都及び他の自治体の同種の公共施設の実績並びに近年の物価水準を勘案して設定した設計費及び建設費	民間事業者に対して行った市場調査の結果を勘案して設定した設計費及び建設費
運営及び維持管理に関する費用	既存の府中病院及び小児3病院(清瀬小児病院、八王子小児病院、梅ヶ丘病院)の経費及び他の同種施設の経費を勘案して設定した運営費及び維持管理費	民間事業者の創意工夫が期待される業務については、創意工夫によるコスト削減を想定して設定した運営費及び維持管理費。その他は、左に同じ。
資金調達に関する事項	1 企業債 2 自己財源	1 企業債 2 自己資金
割引率	2パーセント	左に同じ
その他	1 物価変動は見込まない	1 左に同じ 2 必要内部留保以外は、すべて配当する。

イ 算定方法

アの前提条件を基に、都の財政負担額を事業期間にわたって各年度別に算出した額を割引率により現在価値に割り戻す。

ウ 評価結果

本事業をPFI事業として実施することにより、都が直接実施する場合と比べて、事業期間全体で都の財政負担額を2.3%程度縮減することが期待できる。

なお、この評価は、次の(2)及び(3)に示す定性的評価及びリスク調整額を加味していない。

(2) P F I 事業として実施することの定性的評価

P F I 事業として実施することにより、以下の定性的評価が期待できる。

ア 都と民間の明確な役割分担によるサービス水準の向上

これまで都が個別の委託業者と行っていた診療周辺業務の指導・調整等について、P F I 手法の導入により、新たに民間事業者が総合的に管理することとなる。この結果、都は病院運営の視点から診療業務に集中することができ、民間事業者は委託された診療周辺業務について創意工夫を図り効率的に対応することになり、新たな役割分担に基づいた全体としての医療サービス水準の向上が期待できる。

イ 長期包括契約による診療周辺業務の効率化とサービス水準の向上

これまで単年度契約により個別発注していた様々な診療周辺業務などの外部委託業務は、P F I 事業として長期かつ包括化することとなる。この結果、各種業務に対する専門性が発揮され、また、複数業務間の再構築が図られることにより、業務の効率化及びサービス水準の一層の向上が期待できる。

ウ 設計、施工及び運営を一体的に性能発注することによる施設整備及び運営の効率化

設計、施工及び運営を一体化することにより、設計段階から施工や運営までを視野に入れた効果的な整備が期待できる。また、仕様によらず、性能発注することにより、民間事業者の持つノウハウや創意工夫を活用することが可能となり、病院の業務運営の効率化が期待できる。

エ 都と民間の協働による事業運営の効率化及びサービス水準の向上

(ア) 医療環境の変化への迅速な対応

都と民間事業者が協働関係を築くことにより、民間事業者は病院とともに運営方針の実現のために創意工夫を図ることとなる。その結果、医療ニーズの変化や病院を取り巻く様々な環境変化に対して、迅速・的確な対応が期待できる。

(イ) 事業者による病院経営支援

都は、民間事業者の経営のノウハウや業務手順に関する助言など、病院経営に関して民間の手法を活用することができ、病院経営の効率化やサービス水準の向上が期待できる。

(3) 選定事業者に移転されるリスク評価

リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方から、民間事業者にリスクの一部を移転することにより、将来発生する可能性のある都の財政負担額を縮減することが期待できる。

(4) V F M ( V a l u e F o r M o n e y ) の検討による総合的評価

定量的評価、定性的評価及びリスク評価による総合評価として、本事業をP F I 事業として実施することで民間事業者の事業運営にかかる効率的、効果的なノウハウの活用が可能となり、財政負担額の削減効果、医療サービス水準の向上が期待できる。

したがって、本事業を法第6条に規定する特定事業として選定することが適当である。